

第4章 保全等に配慮すべき地域又は対象

4.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、表 4-1 に示すようにランク分けを行い整理した。また、整理の観点として「土地の安定性」、「自然環境の保全」、「自然との触れ合い」、「生活環境の保全」「その他」を設定した。

表 4-1 環境保全等に配慮すべき地域又は対象のランク分けの概要

| ランク | 概要 |
|-------|-------------------------------|
| A ランク | 特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象 |
| B ランク | 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 |
| C ランク | 本事業の立地にあたって留意する地域または対象 |

※ ランク分けの考え方は「仙台市環境影響評価技術マニュアル」を参考にした。

A：特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象

「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2 環境保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準及び選定理由のうち A ランク

(本事業の立地を回避すべき地域又は対象) とした項目

| 観点 | 記号 | 選定基準 | 根拠法令等 | 選定理由 |
|------------------|-----|-------------|----------------------------|--|
| 自然環境の保全、自然との触れ合い | A-1 | 天然記念物 | 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) | 我が国にとって学術上価値の高いものとして国、宮城県及び仙台市が指定している動物、植物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。 |
| | A-2 | 指定文化財・登録文化財 | 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) | 我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市が指定している天然記念物、史跡、名勝、及び建造物《有形文化財》であることから、事業の立地を回避する必要がある。 |

※ 「土地の安定性」、「生活環境の保全」の観点での本ランク設定はない。

B:本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 環境保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準及び選定理由のうち B ランク

(本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象) としての項目

| 観点 | 記号 | 選定基準 | 根拠法令等 | 選定理由 |
|----------|------|------------------------------|---|--|
| 土地の安定性 | B-1 | 砂防指定地 | 「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号) | 治水のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| | B-2 | 地すべり防止区域 | 「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号) | 地すべり活動を起している区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| | B-3 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号) | 急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| | B-4 | 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流) | 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号) | 急傾斜地の崩壊・土石流等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| | B-5 | 災害危険区域追加 | 「仙台市災害危険区域条例」(昭和 49 年仙台市条例第 49 号) | 住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| 自然環境の保全 | B-6 | 鳥獣保護区の特別保護地区 | 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号) | 鳥獣保護区内でも特に鳥獣の保護又は生息地の保護を必要とし、工事にあたっては許可を有する区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| | B-7 | 県立自然公園区域 | 「県立自然公園条例」(昭和 34 年宮城県条例第 20 号) | 自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| | B-8 | 県自然環境保全地域 | 「自然環境保全条例」(昭和 47 年宮城県条例第 25 号) | 「県立自然公園区域」に同じ。 |
| | B-9 | 県緑地環境保全区域 | 「自然環境保全条例」(昭和 47 年宮城県条例第 25 号) | 「県立自然公園区域」に同じ。 |
| | B-10 | 特別環境保全区域・第一種環境保全区域・第二種環境保全区域 | 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和 49 年仙台市条例第 39 号) | 広瀬川の流水域及び一体をなして良好な自然的環境を有する区域を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| 自然との触れ合い | B-11 | 風致地区 | 「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) | 都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| | B-12 | 特別緑地保全地区 | 「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号) | 都市における良好な自然的環境となる緑地を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| | B-13 | 保存緑地、保存樹木、保存樹林 | 「杜の都の環境をつくる条例」(平成 18 年 仙台市条例第 47 号) | 都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地、及び地域の美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| 生活環境の保全 | B-14 | 騒音に係る環境基準の AA 類型(特に静穏を要する地域) | 「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) | 特に静穏であることが求められる地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |
| その他 | B-15 | 埋蔵文化財包蔵地 | 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) | 学術上重要な文化財が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。 |

C:本事業の立地にあたって留意する地域又は対象

「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-4に示すとおりである。

表4-4 環境保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準及び選定理由のうちCランク
(本事業の立地にあたって留意する地域又は対象)とした項目

| 観点 | 記号 | 選定基準 | 根拠法令等 | 選定理由 |
|---------|----------|--------------------------------------|---|--|
| 土地の安定性 | C-1 | 災害の危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所) | 「土砂災害危険箇所図公表システム」(平成30年9月 宮城県) | 急傾斜地崩壊や地すべり等の危険が生じる恐れがある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。 |
| 自然環境の保全 | C-2 | 注目すべき地形・地質 | 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 | 学術上重要な地形・地質又は典型地形が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。 |
| | C-3 | 自然性の高い植生 | 「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 | 自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。 |
| | C-4 | 植物生育地として重要な地域 | 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月仙台市) | 保全上重要な植物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。 |
| | C-5 | 宮城県レッドデータブックにおける調査群落 | 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK MIYAGI 2016」(平成28年3月宮城県) | 保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。 |
| | C-6 | 動物生息地として重要な地域 | 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月仙台市) | 保全上重要な動物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。 |
| | C-7 | 鳥獣保護区(B-6を除く) | 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号) | 狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。 |
| | 自然との触れ合い | C-8 | 自然的景観資源 歴史的景観資源 | 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市) 「杜の都わがまち緑の名所100選 ^{※1} 」 「第3回自然環境保全基礎調査 宮城県自然景観資源情報図」(平成元年、環境庁) 「地下鉄沿線のまち歩きマップ ^{※2} 」 「みちのく潮風トレイル ^{※3} 」 |
| C-9 | | 自然との触れ合いの場(自然公園等) | 「杜の都わがまち緑の名所100選 ^{※1} 」 「せんだいぐらしマップ ^{※4} 」 「せんだい旅日和 ^{※5} 」 「海岸公園整備事業 ^{※6} 」 「みちのく潮風トレイル ^{※3} 」 | 不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。 |
| C-10 | | 都市公園 | 「せんだいぐらしマップ ^{※4} 」 | 不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。利用者として主に近隣住民が想定される。 |
| 生活環境の保全 | C-11 | 騒音に係る環境基準のA類型(専ら住居の用に供される地域) | 「環境基本法」(平成5年法律第91号) | 静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。 |
| | C-12 | 河川・湖沼 | 国土数値情報河川データ等 | 地域の動植物の生息・生育地として、また、用水等の生活資源としても使われるものであり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。 |

※1 杜の都わがまち緑の名所100選 <http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/index.html>

※2 地下鉄沿線のまち歩きマップ <http://www.city.sendai.jp/tozaisen-chose/map.html>

※3 みちのく潮風トレイル <http://tohoku.env.go.jp/mct/>

※4 せんだいぐらしマップ <https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal>

※5 せんだい旅日和 <https://www.sentabi.jp/>

※6 海岸公園整備事業 <https://www.city.sendai.jp/kaigankoensebi/kurashi/shizen/midori/koen/sebi/kaigan.html>

4.2 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表 4-6～表 4-8 及び図 4-1～図 4-3 に示すとおりである。

配慮区分については、計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性(大規模建築物の建設)を考慮し、これらへの影響の有無について表 4-5 のとおり区分した。

なお、配慮区分(○、△、×)は当該選定基準(例:A-1 天然記念物)や観点に基づく区分であり、同じ地域又は対象が、別の選定基準や観点から別途選定され、異なる区分で判定される場合がある。

表 4-5 配慮区分

| 配慮区分 | 区分される地域又は対象 |
|------|---|
| ○ | 計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象 |
| △ | 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象 |
| × | 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域、又は対象(選定しない) |

表 4-6 保全等に配慮すべき地域又は対象の判定結果のうち A ランク

(本事業の立地を回避すべき地域又は対象)の項目

| 区分 | 基準 | 観点* | | | | | 地域又は対象 | 判定結果 | 判定理由 |
|-----|-------------|-----|----|----|----|-----|--|------|---|
| | | 土地 | 自然 | 触合 | 生活 | その他 | | | |
| A-1 | 天然記念物 | | ○ | | | | 蒲生干潟等の海浜部におけるコクガン、マガン、ヒシクイ、オオワシ、オジロワシ等 | △ | 計画地から蒲生干潟までの距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れているが、鳥類は移動性が高いことから、間接的な影響が懸念される。 |
| A-2 | 指定文化財・登録文化財 | | | ○ | | | 該当なし | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |

※1 観点は、「土地」…土地の安定性、「自然」…自然環境の保全、「触合」…自然との触れ合い、「生活」…生活環境の保全、「その他」…その他の観点

※2 表中の「A-1」等は、表 4-2 の選定基準の番号に対応する。

※3 配慮区分の判定結果は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。



凡例

- 計画地
- 蒲生干潟

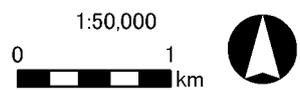


図 4-1 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象

表 4-7 保全等に配慮すべき地域又は対象の判定結果のうち B ランク

(本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象) の項目

| 区分 | 基準 | 観点** | | | | | 地域又は対象 | 判定結果 | 判定理由 |
|------|------------------------------|------|----|----|----|-----|-----------------|------|---|
| | | 土地 | 自然 | 触合 | 生活 | その他 | | | |
| B-1 | 砂防指定地 | ○ | | | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| B-2 | 地すべり防止区域 | ○ | | | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| B-3 | 急傾斜崩壊危険区域 | ○ | | | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| B-4 | 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 | ○ | | | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| B-5 | 災害危険区域 | ○ | | | | | 津波による危険の特に著しい区域 | ○ | 計画地は、災害危険区域のうち「津波による危険の特に著しい区域」に立地する。事業経緯を踏まえると回避等の対象ではないものの、避難施設等を設ける等の配慮が求められる。 |
| B-6 | 鳥獣保護区の特別保護地区 | | ○ | | | | 蒲生特別保護地区 | △ | 計画地から蒲生干潟までの距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れているが、鳥類は移動性が高いことから、間接的な影響が懸念される。 |
| B-7 | 県立自然公園区域 | | ○ | | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| B-8 | 県自然環境保全地域 | | ○ | | | | 仙台湾海浜 | △ | 計画地から蒲生干潟までの距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れているが、鳥類は移動性が高いことから、間接的な影響が懸念される。 |
| B-9 | 緑地環境保全区域 | | ○ | | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| B-10 | 特別環境保全区域・第一種環境保全区域・第二種環境保全区域 | | ○ | | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| B-11 | 風致地区 | | | ○ | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| B-12 | 特別緑地保全地区 | | | ○ | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| B-13 | 保存緑地 | | | ○ | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| " | 保存樹木 | | ○ | | | | 栄のぎよりゅう | × | 計画地からの距離が植物への影響が想定される範囲である 200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。 |
| | | | ○ | | | | 西光寺の杉 | × | |
| | | | ○ | | | | 西光寺のあらかし | × | |
| | | | ○ | | | | 西光寺のざんもくせい | × | |
| | | | ○ | | | | 福田町の黒松 | × | |
| | | | ○ | | | | 照徳寺のいちよう | × | |
| " | 保存樹林 | | ○ | | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| B-14 | 騒音に係る環境基準の AA 類型(特に静穏を要する地域) | | | | ○ | | (該当なし) | × | 計画地との距離は、騒音の影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。 |
| B-15 | 埋蔵文化財包蔵地 | | | | | ○ | 蒲生御蔵跡 | ○ | 計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。 |

※1 観点は、「土地」…土地の安定性、「自然」…自然環境の保全、「触合」…自然との触れ合い、「生活」…生活環境の保全、「その他」…その他の観点

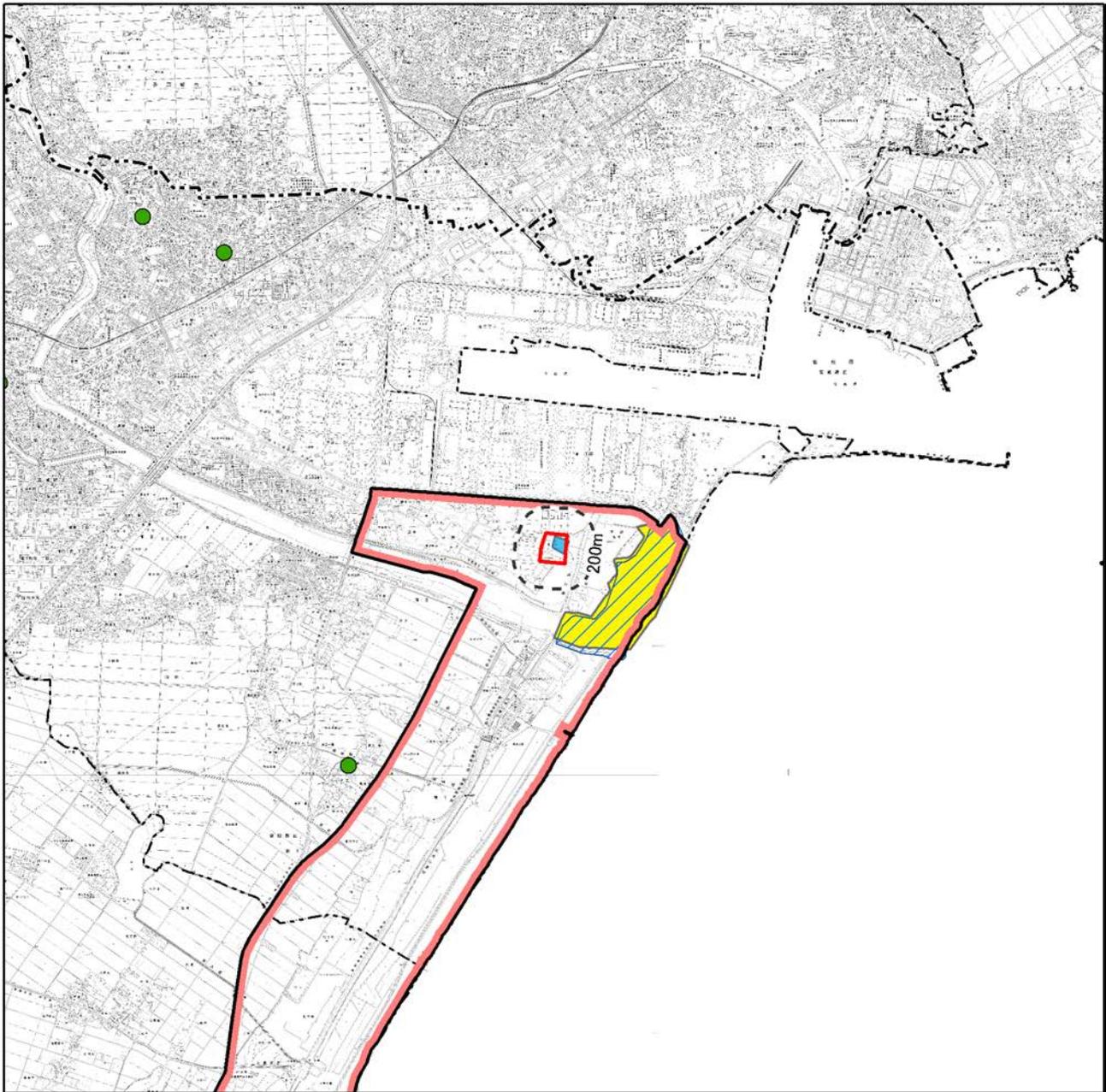
※2 表中の「B-1」等は、表 4-3 の選定基準の番号に対応する。

※3 配慮区分の判定結果は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。



凡例

- 計画地
- 災害危険区域
- 鳥獣保護区 特別保護地区
- 県自然環境保全地域
- 保存樹木
- 埋蔵文化財

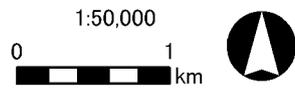


図 4-2 事業の立地に相当程度の配慮を要する地域又は対象

表 4-8(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象の判定結果のうちCランク (1/2)

(本事業の立地にあたって留意する地域又は対象) の項目

| 区分 | 基準 | 観点* | | | | | 地域又は対象 | 判定結果 | 判定理由 |
|-----|--|-----|----|----|---------------|-----|--|------|---|
| | | 土地 | 自然 | 融合 | 生活 | その他 | | | |
| C-1 | 災害の危険箇所 (急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所) | ○ | | | | | (該当なし) | × | 調査範囲に、選定基準の対象が存在しない。 |
| C-2 | 注目すべき地形・地質 | | ○ | | | | 井土浦・名取川河口・七北田川河口など | △ | 「注目すべき地形・地質」の選定理由に鳥類等の生息地としての重要性がある。一般的な動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れているが、鳥類は移動性が高いことから、間接的な影響が懸念される。 |
| | | | ○ | | | | 蒲生干潟 | △ | 「注目すべき地形・地質」の選定理由に鳥類等の生息地としての重要性がある。一般的な動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れているが、鳥類は移動性が高いことから、間接的な影響が懸念される。 |
| C-3 | 自然性の高い植生 | | ○ | | | | 植生自然度9以上： ヤナギ低木群落(IV)、ヨシクラス、ヒルムシロクラス、塩沼地植生、 | × | 植生自然度9以上のこれらの植生が広瀬川や蒲生干潟沿いに見られる。計画地からの距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。 |
| C-4 | 植物生育地として重要な地域 | | ○ | | | | 蒲生の塩生植物群落 | × | 計画地からの距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。 |
| | | | ○ | | | | 仙台湾沿岸の海岸林 | × | |
| | | | ○ | | | | 仙台湾沿岸の砂浜植物群落 | × | |
| | | | ○ | | | | 七北田川下流域の河畔植生 | × | |
| C-5 | 宮城県レッドデータブックにおける調査群落 | | ○ | | | | 仙台湾沿岸のクロマツ植林 | × | 計画地からの距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、しない。 |
| | | | ○ | | | | 南長沼の池沼植物群落 | × | |
| | | | ○ | | | | 仙台湾沿岸の砂浜植物群落 | × | |
| | | | ○ | | | | 蒲生の塩性植物群落 | × | |
| C-6 | 動物生息地として重要な地域 | | ○ | | | | 七北田川(中流域～河口) | △ | 計画地からの距離は、一般的な動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れているが、移動性を鳥類等の生息地であることを考慮すると間接的な影響が懸念される。 |
| | | | ○ | | | | 荒井の大沼 | △ | |
| | | | ○ | | | | 低地の水田地帯 | △ | |
| | | | ○ | | | | 蒲生干潟 | △ | |
| | | | ○ | | | | 仙台湾海浜 | △ | |
| | | | ○ | | | | 貞山運河 | △ | |
| C-7 | 鳥獣保護区(B-6を除く) | | ○ | | | | 仙台湾海浜(国指定) | △ | 計画地からの距離は、一般的な動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れているが、移動性を鳥類等の生息地であることを考慮すると間接的な影響が懸念される。 |
| C-8 | 自然的景観資源 歴史的景観資源 | | | ○ | | | 蒲生干潟 | △ | 対象の多くは、計画地からの距離が、対象物の要素やディテールが目につきやすいとされる近景(500m程度以内)よりも離れているが、立地や分布状況によっては間接的な影響が懸念される。 |
| | | | | ○ | | | 長浜 | △ | |
| | | | | ○ | | | 仙台湾砂浜海岸(深沼海岸) | △ | |
| | | | | ○ | | | 大沼 | △ | |
| | | | | ○ | | | 貞山運河 | △ | |
| | | | | ○ | | | 日和山 | △ | |
| | | | | ○ | | | 高砂神社 | △ | |
| | | ○ | | | 震災遺構仙台市立荒浜小学校 | △ | | | |

表 4-8(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象の判定結果のうちCランク (2/2)

(本事業の立地にあたって留意する地域又は対象) の項目

| 区分 | 基準 | 観点※ | | | | | 地域又は対象 | 判定結果 | 判定理由 |
|------|-----------------|-----|----|----|----|--------|----------------------|--|--|
| | | 土地 | 自然 | 触合 | 生活 | その他 | | | |
| C-9 | 自然との触れ合いの場 | | | ○ | | | 貞山運河 | △ | 対象の多くは、計画地からの距離が、対象物の要素やディテールが目につきやすいとされる近景(500m程度以内)よりも離れているが、立地や利用のされ方によっては間接的な影響が懸念される。 |
| | | | | ○ | | | 仙台港中央公園(スリーエム仙台港パーク) | △ | |
| | | | | ○ | | | 蒲生干潟 | △ | |
| | | | | ○ | | | 海岸公園 | △ | |
| | | | | ○ | | | 農業園芸センター | △ | |
| | | | | ○ | | | 向洋海浜公園 | △ | |
| C-10 | 都市公園 | | | ○ | | | × | 近隣住民等による日常的利用が中心であると想定されるが、計画地からの距離は、誘致距離(～500m)以上であることから、特に配慮は要しない。 | |
| C-11 | 騒音に係る環境基準のA類型地域 | | | | ○ | (該当なし) | × | 計画地との距離は、騒音の影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。 | |
| C-12 | 河川・湖沼 | | | | ○ | (該当なし) | × | 計画地との距離は、水象への影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。 | |

※1 観点は、「土地」…土地の安定性、「自然」…自然環境の保全、「触合」…自然との触れ合い、「生活」…生活環境の保全、「その他」…その他の観点

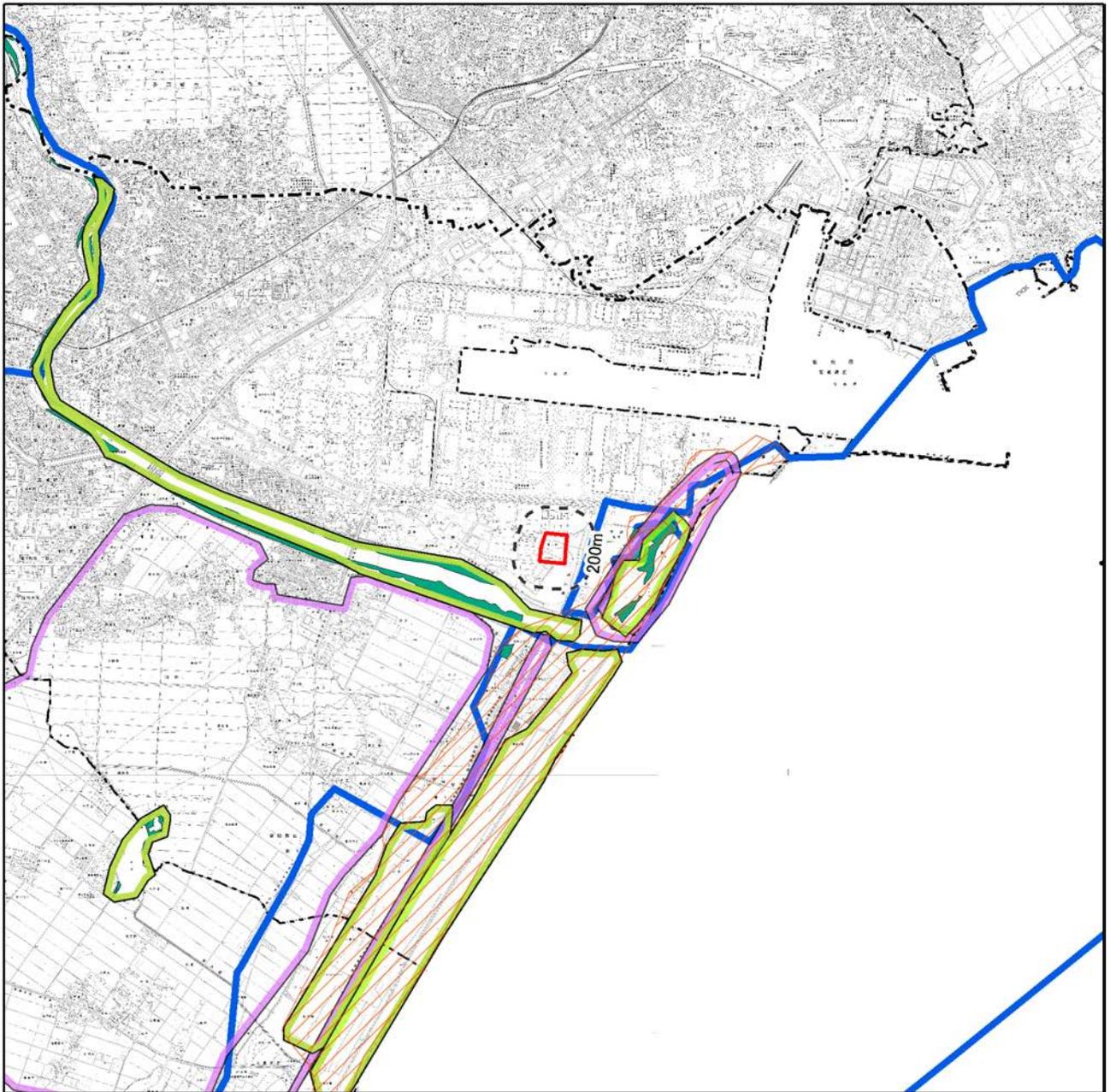
※2 表中の「C-1」等は、表4-4の選定基準の番号に対応する。

※3 配慮区分の判定結果は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。



凡例

計画地

注目すべき地形地質

自然度の高い植生

ヒルムシロクラス、ヨシクラス、塩沼地植生、ヤナギ低木群落(Ⅳ)

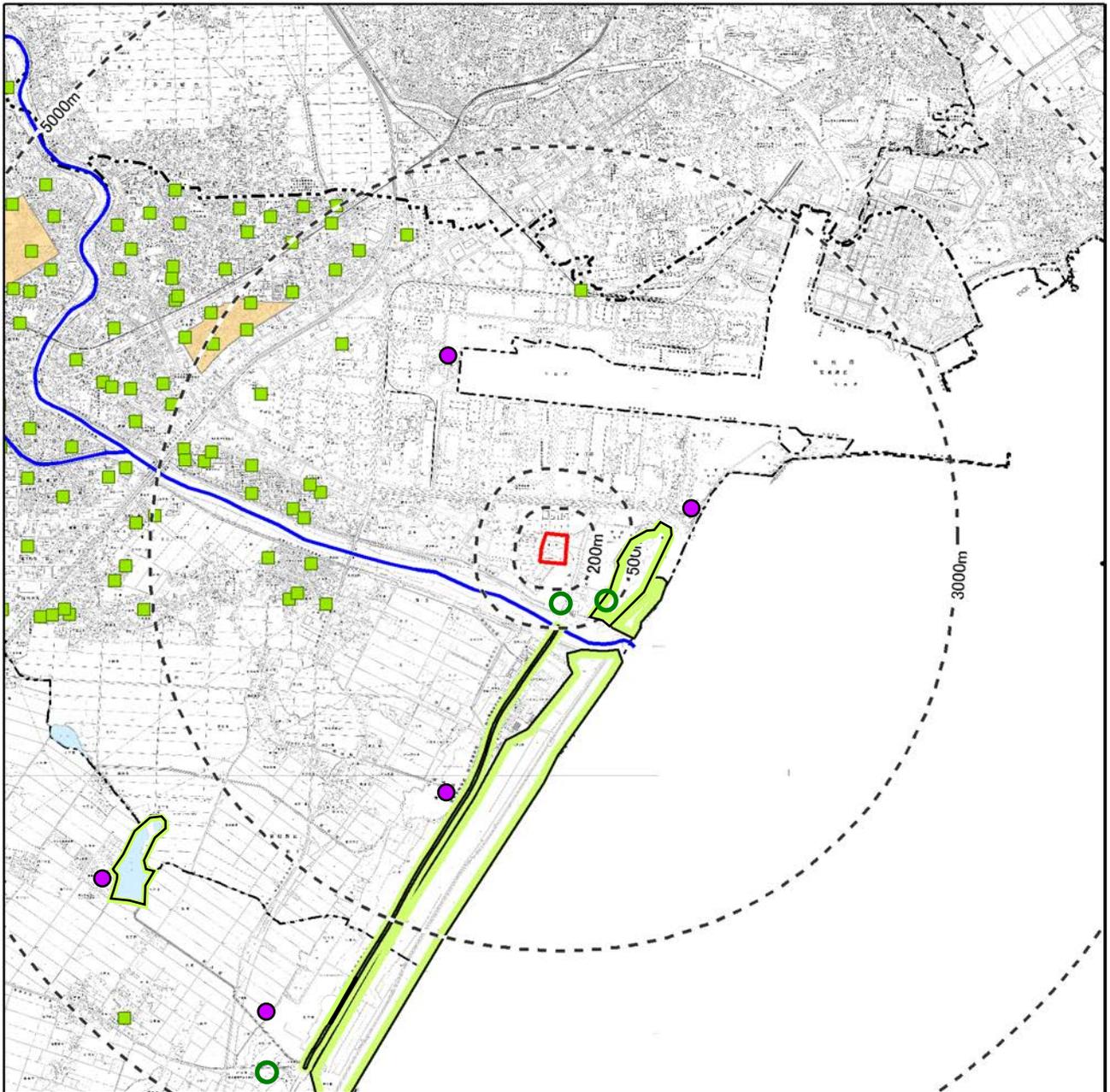
植物生息地として重要な地域
希少な植物群落

動物生息地として重要な地域

鳥獣保護区



図 4-3(1) 事業の立地にあたって留意する地域又は対象(1/2)



凡例

- 計画地
- 自然的・歴史的景観資源
- 人と自然の触れ合いの場(点)
- 自然的景観資源(面)
- 自然との触れ合いの場(面)
- 都市公園
- 騒音に係る環境基準のA類型
- 主な河川
- 湖沼

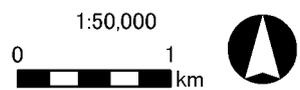


図 4-3(2) 事業の立地にあたって留意する地域又は対象(2/2)

4.3 「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち影響が懸念される地域又は対象

以上の選定基準に該当する「保全等に配慮すべき地域及び対象」は、表 4-9 及び図 4-4 に示すとおりであり、以下のものが挙げられる。

「本事業の立地を回避すべき地域又は対象」(A ランク)として、天然記念物である鳥類(コクガン等)に利用される蒲生干潟等の水辺環境が抽出された。また、「立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」(B ランク)や「立地にあたって留意する地域又は対象」(C ランク)についても同様に、鳥類をはじめとする動物の重要な生息地の保全という観点から、蒲生干潟、七北田川河口部、海浜部等の水辺環境が抽出された。

このほか、直接改変を受ける可能性があり「立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」(B ランク)として、埋蔵文化財包蔵地である蒲生御蔵跡が抽出された。なお、「津波による危険の特に著しい区域」に該当することは、事業の前提条件となっている。

表 4-9 本事業の立地に際して保全等に配慮すべき地域又は対象のうち影響が懸念される地域又は対象

| ランク | 区分 | 基準 | 観点* | | | | | 地域又は対象 | 判定結果 |
|---------------------------|------------|--------------------|-----|----|----------|----|----------------------|--|------|
| | | | 土地 | 自然 | 触合 | 生活 | その他 | | |
| A: 本事業の立地を回避すべき | A-1 | 天然記念物 | | ○ | | | | 蒲生干潟等の海浜部におけるコクガン、マガン、ヒシクイ、オオワシ、オジロワシ等 | △ |
| B: 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する | B-5 | 災害危険区域 | ○ | | | | | 津波による危険の特に著しい区域 | ○ |
| | B-6 | 鳥獣保護区特別保護地区 | | ○ | | | | 蒲生特別保護地区 | △ |
| | B-8 | 県自然環境保全地域 | | ○ | | | | 仙台湾海浜 | △ |
| | B-15 | 埋蔵文化財包蔵地 | | | | | ○ | 蒲生御蔵跡 | ○ |
| | C-2 | 注目すべき地形・地質 | | ○ | | | | 井土浦・名取川河口・七北田川河口など | △ |
| C: 本事業の立地にあたって留意する | C-6 | 動物生息地として重要な地域 | | ○ | | | | 蒲生干潟 | △ |
| | | | | ○ | | | | 七北田川(中流域~河口) | △ |
| | | | | ○ | | | | 荒井の大沼 | △ |
| | | | | ○ | | | | 低地の水田地帯 | △ |
| | | | | ○ | | | | 蒲生干潟 | △ |
| | | | | ○ | | | | 仙台湾海浜 | △ |
| | C-7 | 鳥獣保護区(特別保護地区を除く) | | ○ | | | | 貞山運河 | △ |
| | | | | ○ | | | | 仙台海浜(国指定) | △ |
| | C-8 | 自然的景観資源 歴史的景観資源 | | | ○ | | | 蒲生干潟 | △ |
| | | | | | ○ | | | 長浜 | △ |
| | | | | | ○ | | | 仙台湾砂浜海岸(深沼海岸) | △ |
| | | | | | ○ | | | 大沼 | △ |
| | | | | | ○ | | | 貞山運河 | △ |
| | | | | | ○ | | | 日和山 | △ |
| | | | | | ○ | | | 高砂神社 | △ |
| C-9 | 自然との触れ合いの場 | | | ○ | | | 震災遺構仙台市立荒浜小学校 | △ | |
| | | | | ○ | | | 貞山運河 | △ | |
| | | | | ○ | | | 仙台港中央公園(スリーエム仙台港パーク) | △ | |
| | | | | ○ | | | 蒲生干潟 | △ | |
| | | | | ○ | | | 海岸公園 | △ | |
| | | ○ | | | 農業園芸センター | △ | | | |
| | | ○ | | | 向洋海浜公園 | △ | | | |

※1 観点は、「土地」…土地の安定性、「自然」…自然環境の保全、「触合」…自然との触れ合い、「生活」…生活環境の保全、「その他」…その他の観点

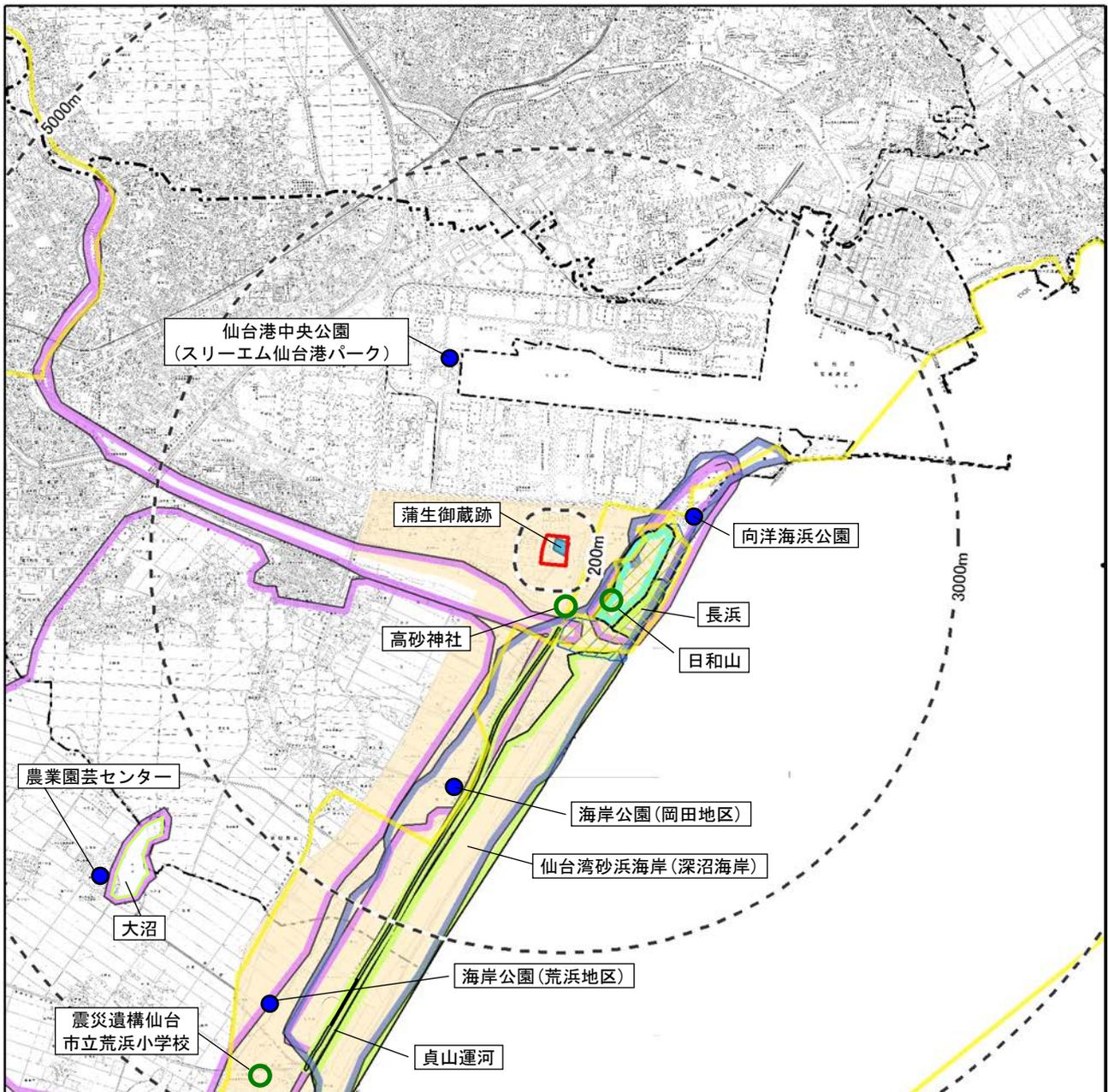
※2 表中の「A-1」等の区分は、表 4-2~表 4-4 の選定基準の番号に対応する。

※3 配慮区分の判定結果

○: 計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△: 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×: 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。



凡例

- 計画地
- 蒲生干潟
- 鳥獣保護区 特別保護地区
- 鳥獣保護区
- 県自然環境保全地域
- 埋蔵文化財
- 注目すべき地形地質
- 動物生息地として重要な地域
- 自然的・歴史的景観資源
- 人と自然の触れ合いの場(点)
- 自然的景観資源(面)
- 自然との触れ合いの場(面)
- 災害危険区域

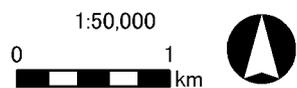


図 4-4 保全等に配慮すべき地域又は対象と計画地との位置関係

(見開きの関係から空白ページ)